

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月24日

大和市長 大木 哲

大和市規則第27号

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則（令和2年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第23号中「病院臨床検査技師」を削り、同表中第29号を第30号とし、第25号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

25	病院臨床検査技師	初級	1,596
		中級	1,629
		上級	1,663

別表備考第2項中「第27号」を「第28号」に、「第29号」を「第30号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。